

- ① 事前アンケートの結果について
- ② 改正物流法の施行に向けた情報
- ③ トラック・物流Gメンの活動について
(九州運輸局担当者説明)
- ④ 物流事業者DX事例の紹介
(二次元バーコードを活用したBtoB小口置配)
- ⑤ **参考資料紹介**
 - ⑤-1 **最近のトピック (各省報道発表資料等)**
 - ⑤-2 事前にいただいた問題意識等
 - ⑤-3 物流効率化に向けた努力義務における判断基準

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元 バーコード
<p>令和7年度経産関係予算案の概要 https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2025/pdf/01.pdf</p>	R6.12.27	経済産業省	
<p>令和7年度農林水産関係予算案の概要について https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r7kettei_juten.pdf</p>	R6.12.27	農林水産省	
<p>令和7年度環境省予算案（重点施策）の概要 https://www.env.go.jp/content/000279096.pdf</p>	R6.12.27	環境省	
<p>令和7年度国土交通省物流・自動車局関係予算案概要 https://www.mlit.go.jp/page/content/001854893.pdf</p>	R6.12.27	国土交通省	
<p>令和7年度消費者庁関係予算(案)・機構定員について https://www.caa.go.jp/policies/budget/assets/caa_cms205_241227_01.pdf</p>	R6.12.27	消費者庁	
<p>令和7年度公正取引委員会関係予算(案)について https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241227yosan.pdf</p>	R6.12.27	公正取引 委員会	
<p>自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の改正案に関する意見募集について https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155240946&Mode=0</p>	R6.12.19	国土交通省	
<p>令和6年度9,056事業所にGマークを認定 https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000314.html</p>	R6.12.17	国土交通省	
			

小売・流通業、サービス業等の持続的発展を支える基盤整備事業

令和7年度予算案額 **5.4億円（8.5億）**

(1) 商務・サービスグループ消費・流通政策課、物流企画室

(2) 商務・サービスグループサービス政策課教育産業室

事業目的・概要

事業目的

我が国が深刻な人手不足に直面する中、国民の生活を支える社会インフラとしての機能も有する小売・流通業、サービス業等を維持するためには、省人化・省力化による生産性向上や、多様なニーズに応える先行的な人材投資等、人手不足解消に向けた取組が急務。このため、(1) 流通・物流における省力化・生産性向上の推進事業、(2) 価値創造型人材を育成するため、子どもたちに多様な学びの選択肢を提供できるエコシステム構築を行う実証事業、を行う。

事業概要

(1) 流通・物流における省力化・生産性向上の推進事業

人口減少・人手不足に直面する中、作業の効率化に加え、流通網を維持するため、幅広い企業・業種間の協調を図るべく、実証事業等を行う。

(2) 学びと社会の在り方改革推進事業

教育サービス事業者等民間企業と自治体・教育委員会等が連携して行う、教育資源の確保や多様な学びの選択肢の拡大を実現するための実証事業等を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

(1) 令和12年度までに、荷主事業者が物流業務の改善を進めることによる営業用トラックの積載効率50%を目指す。

(2) 令和9年度までに実証を行った取組のうち、5割が自走・横展開されることを目指す。

運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金

令和7年度予算案額 **62億円（62億円）**

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課

事業目的・概要

事業目的

最終エネルギー消費量の約2割を占める運輸部門において、2030年省エネ目標や2050年CNを実現するためには、省エネの更なる深堀に加えて非化石エネルギーへの転換を図ることが重要。このため、サプライチェーン全体の輸送効率化や、トラック輸送や内航海運を対象に更なる省エネや非化石転換に向けた実証を行い、その成果を展開することで、効果的な取組みを普及させることを目的とする。

事業概要

（1）新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業

複数の事業者が連携して取り組む高度なデジタル技術を活用したサプライチェーン全体の効率化や輸送計画と連携したEVトラックへの充電タイミング等の最適化による省エネ効果の実証を支援。

（2）トラック輸送における更なる省エネルギー化推進事業

トラック事業者と荷主間における配車計画・予約受付と連携した高度な車両管理システムや、高輸送効率車両の活用等を通じた輸送効率化による省エネ効果の実証を支援。

（3）内航船革新的運航効率化・非化石エネルギー転換推進事業

革新的省エネルギー技術等の導入による省エネ効果の実証に加えて、非化石エネルギーを使用する船舶の導入に向けた実証を支援。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（1）新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業



（2）トラック輸送における更なる省エネルギー化推進事業



（3）内航船革新的運航効率化・非化石エネルギー転換推進事業



成果目標・事業期間

令和6年度から令和8年度までの3年間の事業であり、令和12年度（2030年度）までに、本事業及びその波及効果によって運輸部門におけるエネルギー消費量を原油換算で年間約625.2万kl削減すること等を目指す。

6 共同利用施設の整備支援

【令和7年度予算概算決定額 19,952 (12,052) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 40,000百万円)

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた**食料システム**を構築するため、生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組、産地の収益力強化と持続的な発展及び**食品流通の合理化**に向け、強い農業づくりに必要な**産地基幹施設**、**卸売市場施設**の整備等を支援します。また、食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定される、新たな「食料・農業・農村基本計画」の着実な実施による、農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した**共同利用施設の再編集約・合理化**に取り組む産地を支援します。

<事業目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t [平成29年] →145万t [令和12年まで]）
- 物流の効率化に取り組む地域を拡大（155地域 [2028年度まで]）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行 [2050年まで] 等

<事業の内容>

1. 強い農業づくり総合支援交付金 11,952 (12,052) 百万円

①食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた**食料システム**を構築するため、実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、**生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハード**の取組を一体的に支援します。

②産地基幹施設等支援タイプ

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の**産地の基幹施設**の整備等を支援します。

③卸売市場等支援タイプ

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要な**ストックポイント**等の整備を支援します。

2. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業 8,000 (－) 百万円

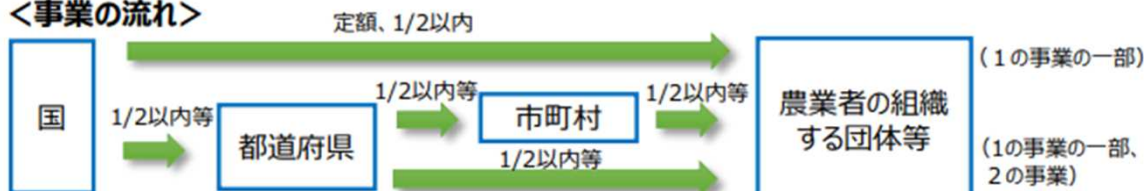
①共同利用施設の再編集約・合理化

地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した**共同利用施設の再編集約・合理化**を支援します。

②再編集約・合理化のさらなる加速化

①の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、**都道府県が当該取組の加速化に向けた支援**を行う場合、その費用の一部を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 強い農業づくり総合支援交付金

食料システムの構築を支援	①食料システム構築支援タイプ (国直接採択・都道府県交付金) ・助成対象：整備事業（農業用施設） ソフト支援（農業用機械、実証等） ・補助率：定額、1/2以内 ・上限額：整備事業 20億円/年 ソフト支援 5,000万円/年 × 3年 【拠点事業者】 農業法人、食品企業等 【連携者】 農業者、農業者団体、輸出事業者等 作成 食料システム構築計画(3年) 新たな食料システムを実践・実証するための生産から流通に至るまでの課題を一体的に解決するための計画を策定。	食料システム構築計画のイメージ (1)生産安定・効率化機能 ソフト：新技術の栽培実証 ハード：高度環境制御栽培施設 等 拠点事業者 + 連携者 (2)供給調整機能 ソフト：出荷規格の実証 ハード：集出荷貯蔵施設 等 (3)実需者ニーズ対応機能 ソフト：GAPの導入 ハード：産産物処理加工施設 等
	②産地基幹施設等支援タイプ (都道府県交付金) ・助成対象：農業用の産地基幹施設 ・補助率：1/2以内等 ・上限額：20億円等	
	③卸売市場等支援タイプ (都道府県交付金) ・助成対象：卸売市場施設、共同物流拠点施設 ・補助率：4/10以内等 ・上限額：20億円	

「食料システム構築計画」に基づく①～③の機能の具備・強化を支援

2. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

構造転換の実現 ・助成対象：老朽化した共同利用施設（既存施設の除去費用を含む） ・補助率：左記①1/2以内等、左記②1/2以内 ・上限額：20億円/年 × 3年 ※①の国庫補助額の1/10以内	<再編集約・合理化のイメージ> ・複数の既存施設を廃止し、合理化して新規に設置 ・老朽化施設に対し、内部設備の増強による既存施設の合理的活用 等
--	---

【お問い合わせ先】

（1の①②、2の事業）農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
 （1の③の事業）新事業・食品産業部食品流通課 (03-6744-2059)

22 物流革新に向けた取組の推進

<対策のポイント>

物流の標準化（標準仕様のパレット導入等）、デジタル化・データ連携（伝票の電子化、トラック予約システム等）、モーダルシフト等の取組、物流の効率化等に必要な設備・機器等の導入、中継共同物流拠点の整備等を支援します。

<政策目標>

物流の効率化に取り組む地域を拡大 等

<事業の全体像>

1. 持続可能な食品等流通対策事業【120（150）百万円】

物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト等の取組や物流の効率化等に
必要な設備・機器等の導入を支援します。

2. 強い農業づくり総合支援交付金【11,952（12,052）百万円の内数】

産地の集出荷体制の合理化に必要な集出荷貯蔵施設等の整備や、パレットの規格統一
に対応したパレタイザー導入に係る施設の改修等を支援します。また、物流の効率化に資
する卸売市場、共同物流拠点の整備・機能強化を支援します。

3. 持続的生産強化対策事業【14,192（14,753）百万円の内数】

① 時代を拓く園芸産地づくり支援

加工・業務用野菜産地における物流合理化に資する大型コンテナの導入や予冷庫の利用
等、新たな生産・流通体系の構築等を支援します。

② ジャパンフラワー強化プロジェクト推進

花き流通の効率化に資する標準規格のパレット・台車等の導入、受発注データのデジタル
化、その他効率的な流通体制の確立に資する検討や実証試験の実施等を支援します。

4. 持続可能な食品等流通緊急対策事業 （令和6年度補正予算額2,973百万円）

① 物流生産性向上推進事業

物流の標準化（標準仕様のパレット導入等）、デジタル化・データ連携（伝票の電子
化、トラック予約システム等）、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組や、物流の
効率化、デジタル化・データ連携等に必要な設備・機器等の導入を支援します。また、関
係事業者に対する指導・助言や優良事例の発信、産地や業界等の課題に応じて物流の
専門家等を派遣する伴走支援等を行います。

② 中継共同物流拠点施設緊急整備事業

中継輸送、共同輸配送、モーダルシフト等に必要となる中継共同物流拠点の整備を支
援します。

（関連事業）国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業 （令和6年度補正予算額630百万円の内数）

国産野菜のサプライチェーン連携強化のため、複数産地と実需者が連携して行う合理化の
取組について、生育予測システムや集出荷システムの導入、システム連携、電子タグ付き大
型コンテナのリース導入等の実証経費を支援します。

【お問い合わせ先】（1、2の一部、4）大臣官房新事業・食品産業部食品流通課（03-6744-2389）
（2の一部）農産局総務課生産推進室（03-3502-5945）
（3、関連事業）園芸作物課（03-6744-2113）

22-1 物流革新に向けた取組の推進のうち 持続可能な食品等流通総合対策

【令和7年度予算概算決定額 120 (150) 百万円】
【令和6年度補正予算額 2,973百万円】

<対策のポイント>

我が国の物流における輸送力不足という構造的課題、新たな基本法の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するという課題に対処するため、多様な関係者が一体となって取り組む、①物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、②物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入、③中継共同物流拠点の整備の支援等を行うことにより、遠隔産地の負担軽減を進めるとともに、若手や女性トラックドライバーも継続的に従事可能な農林水産品・食品の流通網を構築し、将来にわたって持続可能な食品流通を実現します。

<事業目標>

物流の効率化に取り組む地域を拡大 等

<事業の内容>

1. 持続可能な食品等流通対策事業 120 (150) 百万円

物流の標準化（標準仕様のパレット導入等）、デジタル化・データ連携（伝票の電子化、トラック予約システム等）、モーダルシフト等の取組や物流の効率化等に必要な設備・機器等の導入を支援します。

2. 持続可能な食品等流通緊急対策事業【令和6年度補正予算額】2,973百万円

① 物流生産性向上推進事業 973 百万円

物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組や、物流の効率化、デジタル化・データ連携等に必要な設備・機器等の導入を支援します。また、関係事業者に対する指導・助言や優良事例の発信、産地や業界等の課題に応じて物流の専門家等を派遣する伴走支援等を行います。

② 中継共同物流拠点施設緊急整備事業 2,000百万円

中継輸送、共同輸配送、モーダルシフト等に必要となる中継共同物流拠点の整備を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1、2の①事業) 大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室 (03-6744-2389)
(2の②事業) 食品流通課卸売市場室 (03-6744-2059)

<事業イメージ>

流通関係者による協議会

産地 卸売業者 小売業者 物流事業者 ITベンダー 等

補助事業を活用した実装、設備・機器等導入、施設整備

<実装支援>

標準仕様パレットでの輸送



モーダルシフト



<設備・機器等の導入支援>

パレタイザー



クランフォークリフト



デジタル化
データ連携



<中継共同物流拠点の整備>

大型車に対応したトラックバース



コールドチェーン確保のための冷蔵設備



新たな食品流通網の構築



22-2 物流革新に向けた取組の推進のうち

食品流通拠点整備の推進（強い農業づくり総合支援交付金の一部）

【令和7年度予算概算決定額 11,952（12,052）百万円の内数】

<対策のポイント>

卸売市場の物流機能を強化し、将来にわたって生鮮食料品等の安定供給を確保するため、物流の標準化やデジタル技術等の活用による業務の効率化・省力化、防災・減災への対応を図り、幹線輸送、有機農産物や小口需要対応、輸出拡大の拠点となり得る卸売市場施設等の整備を支援します。

<事業目標>

- 物流の効率化に取り組む地域を拡大
- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10% [2030年度まで]）等

<事業の内容>

1. 卸売市場施設整備

生鮮食料品等の流通の確保のための機能の高度化、輸出拡大、防災・減災対策を実現するため、

- ① 物流の効率化・自動化・省力化
 - ② 共同輸配送等に対応する物流機能の強化
 - ③ デジタル化・データ連携の強化
 - ④ 品質・衛生管理の高度化
 - ⑤ 分荷機能の強化
 - ⑥ 輸出先国までのコールドチェーン・衛生管理基準の確保
 - ⑦ 災害時の物資調達・供給拠点機能の強化
- 等に資する卸売市場施設の整備を支援します。

2. 共同物流拠点施設整備

物流効率化やCO2排出削減に資する共同配送・モーダルシフトのためのストックポイント等の共同物流拠点施設の整備を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 卸売市場施設整備



全天候型で、左右どちらにも荷下ろし可能な中央通路



外気の影響を受けないドックシェルター



需要に対応した大小の定温施設



非常用電源



データ連携・デジタル化による業務の改善



自動搬送装置



加工処理施設



非常用電源

2. 共同物流拠点施設整備



共同物流拠点



【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部食品流通課（03-6744-2059）

24 農林水産物・食品の輸出促進

【令和7年度予算概算決定額 12,355 (10,167) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 39,095百万円)

<対策のポイント>

農業者及び食品産業の事業者の収益性の向上に資するよう海外の需要に応じた農林水産物・食品の輸出を促進するため、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を図る「供給力向上の取組」と現地系レストラン・スーパー等の新市場開拓を図る「需要拡大の取組」を車の両輪で推進します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の全体像>

供給力向上の取組 －生産・流通を輸出に対応したものに転換－	需要拡大の取組 －非日系市場等の開拓、優良品種の保護・活用、各国への規制撤廃等の働きかけ－
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> ○ 国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援【1.0億円（R6補正 10億円）】 </div>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸出に対応した生産・流通体系への転換等を通じた大規模輸出産地の形成、GFPを活用した産地・事業者の支援、輸出向けHACCP等の認定・認証取得に必要な施設や機器の整備等を支援【7.1億円（R6補正 69億円）】 ○ 改正基本法を踏まえた、食料システムを構築するため、実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携した、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援【48億円】 ○ 畜産物の輸出拡大に必要な施設の整備、食肉処理施設の再編等を支援【12億円（R6補正 123億円の内数）】 ○ 配合飼料原料の国産化、人工種苗生産施設の機能強化や養殖コストの低減対策等の取組を支援【3.0億円（R6補正 16億円の内数）】 <p>（参考）令和6年度補正予算でのその他関連予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国産農産物等の輸出の拡大に必要な集出荷貯蔵施設・処理加工施設等の産地基幹施設やコールドチェーン対応卸売市場施設等の整備を支援（R6補正 55億円） ○ 畜産農家等・食肉処理施設等・輸出事業者が連携した体制（コンソーシアム）にて実施する、商談やプロモーション、輸出先国の基準やニーズに対応するための取組等を支援（R6補正 15億円） ○ 加工食品に関する輸出先国の規制に対応するため、食品添加物の代替利用や賞味期限延長等を促す勉強会や包材等の切替・機器導入等の取組を支援（R6補正 1.3億円） <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定品目団体やジェトロ・JFOODOが連携してオールジャパンで行う、現地系のスーパーやレストランなどの新市場の開拓、インバウンドによる食関連消費の拡大、食品産業の海外展開等を支援 戦略的輸出事業者による認定品目団体等と連携した日本産コメ・コメ加工品の海外需要開拓・プロモーションや商流確保のための環境整備の取組等を支援 海外展開に係る官民・企業間の情報共有・交流の推進を図るとともに、海外現地での物流・商流等の拠点づくりに向けた投資案件の形成を支援【24億円（R6補正 63億円）】 ○ 主要な輸出先国・地域において、現地で輸出事業者等を包括的に支援する輸出支援プラットフォームの活動の促進及び現地の食品関連規制等への対応の強化等を支援【2.1億円（R6補正 13億円）】 ○ 輸出先国の規制等に対応した農畜水産物のモニタリング検査や国際的認証の取得、残留農薬基準値設定の申請、HACCP等対応施設の認定等の取組を支援【13億円（R6補正 10億円の内数）】 ○ 我が国優良品種の保護・活用に向け、育成者権管理機関の早期立ち上げ、知的財産権の取得・侵害対策、人材育成、地理的表示の活用促進等を支援【5.3億円（R6補正 10億円の内数）】 ○ 日本産木材製品のプロモーション活動、輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証、特用林産物の輸出に向けた課題解決の取組等を支援【0.2億円（R6補正 459億円の内数）】 <p style="text-align: right;">等</p>

24-1 農林水産物・食品の輸出促進のうち サプライチェーン連結強化プロジェクト事業

【令和7年度予算概算決定額 100（-）百万円】
（令和6年度補正予算額 1,014百万円）

<対策のポイント>

新たな販路の開拓を通じ輸出の一層の拡大を図っていくため、国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. プロジェクト計画作成等支援

生産から現地販売まで一気通貫した新たなサプライチェーン（規制の厳しい新たな輸出先国・地域での商流や、参入が難しい現地系商流（非日系）など）を確立するため、国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアム※が行う、新たなサプライチェーンの構築に当たっての課題解決のための具体的方策を含めたプロジェクト計画づくり等を支援します。

※ フラグシップ輸出産地を含むコンソーシアムには採択に際して優遇

2. サプライチェーンの課題解決実証支援

1.の計画の下、コンソーシアムが行う、

- ① 生産・出荷段階の課題（産地の供給力強化や国内の共同集出荷等）
- ② 流通段階の課題（現地販売までの物流効率化等）
- ③ 販売段階の課題（現地におけるプロモーションの実施等）

の解決など新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



24-3 農林水産物・食品の輸出促進のうち

食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業 【令和7年度予算概算決定額 123 (152) 百万円】 【令和6年度補正予算額 5,012百万円】

<対策のポイント>

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した施設の新設及び改修、機器の整備を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 施設等整備事業

加工食品等の輸出拡大に向け、輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するため、製造・加工、流通等の施設の新設（掛かり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費を支援します。

- ① 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定取得に必要な施設・設備
- ② ISO、FSSC、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備
- ③ 検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備

2. 効果促進事業

施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要なコンサルティング費用等の経費（効果促進事業）を支援します。

<事業の流れ>



(関連事業)

食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業
1,242 (2,415) 百万円の内数
【令和6年度補正予算額】12,267百万円の内数

- ① 食肉処理施設の再編等に必要な施設整備、機械導入等を支援します。
- ② 輸出ニーズに対応するため、食肉処理施設における高度な加工処理設備や省力化設備の整備、加工機能の一部外部化等を支援します。

<事業イメージ>



施設の衛生管理の強化に対応する排水溝、床、壁等の改修



厳密な温度管理に対応する急速冷凍庫等の導入



空気を経由した汚染を防止する設備（パーティション）の導入



製造ラインにおいて添加物混入を回避する輸出専用ミキサーの導入

【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課 (03-6744-2375)
畜産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)

運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業 (一部 農林水産省、国土交通省連携事業)



【令和7年度予算(案) 1,415百万円(1,165百万円)】



運輸部門の脱炭素化に不可欠な先進的システムを実証し、社会実装を前提とした脱炭素輸送モデルの構築等を図ります。

1. 事業目的

- 電動化を始めとする運輸分野の脱炭素化に向けた技術の進展(基礎研究や製品開発)は動きが速いものの、関係者間の連携や社会受容性を高めるための取組が十分ではなく、社会実装が進まないことが課題となっている。
- そのため本事業では、社会的な課題等を踏まえ優先的に取り組むべきと国が定めた分野について、先進的な技術やシステム等を導入し、環境負荷削減効果を把握・検証するとともに、社会実装する上で課題となる障害等の解決策を検討する。これにより、有望な要素技術の社会実装を促進する脱炭素輸送モデルを構築し、運輸部門を始めとしたモビリティの脱炭素化の加速化を図る。

2. 事業内容

(1) 先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業

車両の電動化に付随して開発されてきた様々な先端技術・システム等を実社会へ導入するためのモデル実証を実施する。例えば、商用車におけるエネマネ、車載型太陽光パネル、非接触給電等の実証を想定。

(2) 車両の電動化を支えるバッテリーのリユース・リサイクル促進事業

LiBの信頼性/耐久性/性能等について統一的に評価するための閾値の整理、標準化に向けた検討等のための実証を実施。

(3) 運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業

重量車両等の電動化困難領域における脱炭素化に必要な技術的課題に対応する、革新的な取組(水素内燃機関、ドローン配送、自動搬送車両等)のモデル的な実証を行う。

(4) 農業機械の電動化促進事業

多様な現場において電動農機の利用及び生産性向上のモデルケースを形成する実証を行い、今後の電動農機の普及拡大につなげる。

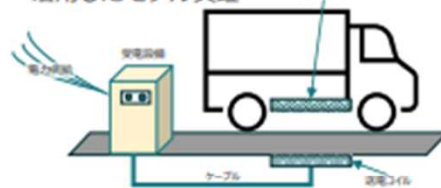
3. 事業スキーム

- 事業形態 委託(1)~(4)、直接補助事業(補助率:1/2)(1),(3)、間接補助事業(補助率:2/3)(4)
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 (1)~(3) 令和6年度~令和10年度、(4) 令和7年度~令和9年度

4. 事業イメージ

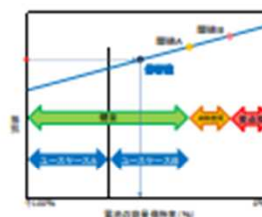
(1) 先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業

商用車における非接触給電を活用したモデル実証



(2) 車両の電動化を支えるバッテリーのリユース・リサイクル促進事業

劣化状況に応じた性能目標(閾値)の整理



(3) 運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業

共同輸配送+ドローン配送によるラストワンマイル配送



(4) 農業機械の電動化促進事業

多様な現場でのモデルケースの構築
小型トラクタ 草刈り機



産業車両等の脱炭素化促進事業（一部国土交通省連携事業）



【令和7年度予算（案） 1,162百万円（1,822百万円）】環境省

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、産業車両等の脱炭素化を促進します。

1. 事業目的

空港の再エネを活用した装置・車両の導入、港湾区域の脱炭素化に配慮した荷役機械等の導入、船舶のLNG・メタノール燃料システム等の導入、燃料電池フォークリフトの導入により、産業車両・産業機械等の脱炭素化を促進する。

2. 事業内容

- (1) 空港における脱炭素化促進事業
 - ① 空港における再エネ活用型GPU等導入支援
 - ② 空港におけるEV・FCV型車両導入支援
- (2) 港湾における脱炭素化促進事業
再エネ電源を用いた港湾施設設備等導入支援
- (3) 海事分野における脱炭素化促進事業
LNG・メタノール燃料システム等の導入支援事業
- (4) フォークリフトの燃料電池化促進事業
燃料電池フォークリフト導入支援

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(1),(2),(4)／直接補助事業(3)
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和9年度

4. 事業イメージ

空港分野



港湾分野



海事分野



フォークリフト



お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341



【令和7年度予算（案） 3,302百万円（3,302百万円）】

ハイブリッド及び天然ガストラック・バス、低炭素型ディーゼルトラックの導入を支援します。

1. 事業目的

- ・現状で高コストのハイブリッドトラック・バスや、将来カーボンニュートラル化の期待される天然ガス自動車への補助を行い、普及初期の導入加速を支援。（①）
- ・資力の乏しい中小トラック運送業者に対してよりCO2削減効果の高いトラックへの買い替え等へと誘導し、低炭素化を推進し、かつ、より低炭素なトラックの開発を促進。（②）

2. 事業内容

①ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業

一定の燃費性能を満たすハイブリッド自動車（HV）トラック・バス、及び将来カーボンニュートラルな燃料への代替が期待される天然ガス自動車（NGV）トラック・バスの購入に対して支援を行う。

②低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業

資力の乏しい中小トラック運送業者に対してよりCO2削減効果の高いトラック（2025年度燃費基準相当を達成している車両）への買い替え等へと誘導し、低炭素化を推進し、かつ、より低炭素なトラックの開発を促進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 ①1/2、② 1/2～1/3）
- 委託先及び補助対象 民間事業者等（②は中小トラック運送業者に限る。）
- 実施期間 令和元年度～令和7年度

4. 事業イメージ

①ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業

補助率：標準的燃費水準車両との差額の1/2等

②低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業

補助率：買い替えの場合は、
標準的燃費水準車両との差額の1/2

新規購入の場合は、
標準的燃費水準車両との差額の1/3

※ 2025年度燃費基準+5%達成車等は+5万円とする。



HVトラック・NGVトラック

HVバス・NGVバス

- **物流の「2024年問題」**は、当該時点を乗り越えれば終わる一過性の課題ではなく、**年々深刻化する構造的な課題**でもあり、**2030年に不足する輸送力34%を補う**ことを目指して、**継続的に対応していく必要**がある。
- このため、「2030年度に向けた政府の中長期計画」に基づき、①**物流の効率化**、②**商慣行の見直し**、③**荷主・消費者の行動変容**を柱とする施策を一体的に講じ、**物流の適正化・生産性向上の更なる推進**を図る。

(1) 物流の効率化

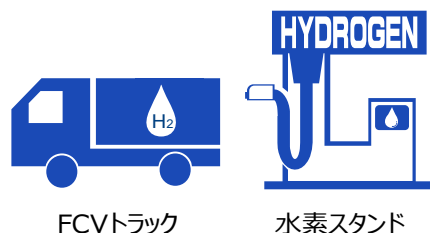
【1兆7,982億円の内数】

■ **物流の革新と持続的成長**に向けて、モーダルシフト等の**物流GX**、自動化・機械化機器の導入等の**物流DX**、標準仕様パレットの利用促進等の**物流標準化**や**データ連携**のほか、**物流施設の機能強化**や**物流拠点・ネットワークのためのインフラ整備**を推進。

【モーダルシフト等の強力な促進】



【物流GXの推進】



【物流DX等による生産性向上・担い手の多様化の推進】



【物流標準化・データ連携の推進】



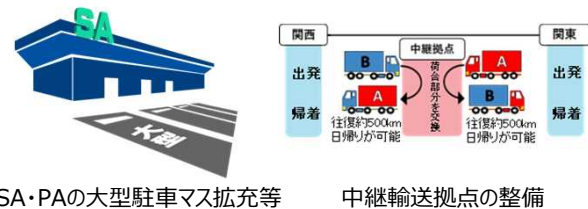
【物流施設の機能強化】



【物流拠点・ネットワークのためのインフラ整備】

※このほか、財政投融資も活用して物流拠点や物流GX・DX関連設備の整備等を支援。

■ 効率的な物流ネットワークの早期整備・活用



■ 内航フェリー・RORO船ターミナルの機能強化



■ 成田空港における滑走路の新設等の更なる機能強化



■ 社会資本整備総合交付金等を活用した関連都市インフラの整備等の推進



物流の革新や持続的成長に向けた中長期計画を踏まえた取組の推進

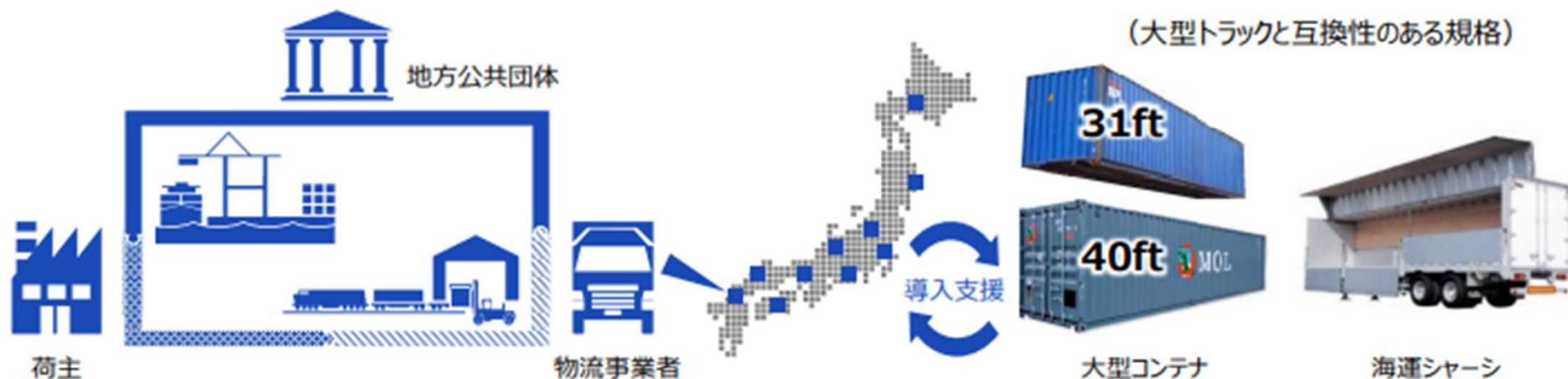
- 物流の革新や持続的成長のため、「2030年度に向けた政府の中長期計画」を踏まえ、モーダルシフト等の物流GX、自動化・機械化機器の導入等の物流DX、標準仕様パレットの利用促進等の物流標準化やデータ連携といった物流効率化のほか、商慣行の見直しや荷主・消費者の行動変容促進等に着実に取り組む。

物流の効率化

【3,525百万円（938百万円 3.8倍）】






モーダルシフト等の強力な促進【599百万円】

- 鉄道（コンテナ貨物）や内航海運（フェリー・RORO船等）の輸送力を今後10年程度で倍増することを目指し、モーダルシフト等を強力に促進するため、地域の産業振興等と連携した先進的な取組を行う際の大型コンテナやシャーシ等の導入経費を支援する。



- 物流効率化法に基づくモーダルシフト等の取組について、計画策定経費や認定を受けた取組等の初年度の運行経費を着実に支援する。
- トラックドライバーの担い手確保にも資するよう、多様な輸送モードの更なる活用に向けた新規需要調査や実証経費等を支援する。

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元 バーコード
<p>「第3回ドライバーシェア推進協議会を開催しました。 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000039.html</p>	R6.12.20	国土交通省	
<p>「第17回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」を開催しました。 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000022.html</p>	R6.12.25	国土交通省	
<p>国際物流におけるリターナブル物流容器（RTI）の適切な管理に向けたセミナーを開催します。 https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000849.html</p>	R6.12.20	国土交通省	
<p>主要建設資材需給・価格動向調査（令和6年12月1～5日現在）の結果 https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00250.html</p>	R6.12.25	国土交通省	
<p>「日本スタートアップ大賞2025」の募集を開始します！ https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001163.html</p>	R7.1.8	国土交通省	
<p>フィジカルインターネットシンポジウム2025を開催します https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000847.html</p>	R7.1.8	国土交通省	
<p>「北海道新幹線札幌延伸に伴う鉄道物流のあり方に関する有識者検討会議」（第5回）を開催します https://www.mlit.go.jp/report/press/tetsudo05_hh_000154.html</p>	R7.1.10	国土交通省	
<p>強い内航への変革を促進する『NX補助金』3件を新たに採択 https://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji07_hh_000354.html</p>	R7.1.10	国土交通省	

	公表日	関係省庁	2次元 バーコード
<p>「グッドキャリア企業アワード2024企業向けセミナー」を開催します https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_48508.html</p>	R7.1.10	厚生労働省	
<p>「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果について https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241216_tokubetucyosakekka.html</p>	R6.12.16	公正取引 委員会	
<p>フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査の中間結果及び情報 の募集について https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/1220_foodsupplychain.html</p>	R6.12.20	公正取引 委員会	
<p>中央環境審議会循環型社会部会静脈産業の脱炭素型資源循環システム 構築に係る小委員会（第9回）を開催しました https://www.env.go.jp/council/03recycle/page_00078.html</p>	R6.12.23	環境省	
<p>企業取引研究会 報告書が取りまとめられました。 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2024/241225_3.pdf</p>	R6.12.25	公正取引 委員会 中小企業庁	

物流に関する商慣習の問題に関する論点

主な論点

- 荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）を踏まえ、発荷主から運送事業者へ物品の運送を委託する取引の下請法における取扱いについて、見直すべき点はあるか。

主要な意見

- 着荷主と発荷主との間に部品等の製造や購入の発注だけでなく、その部品等を「運ぶ」契約も含まれており、発荷主はその債務の履行のために運送事業者に物の運送を委託する、という構造に着目すれば、下請法の対象とされている取引と類似の構造があるといえるのではないか。
- 現在、荷主と元請運送事業者との取引は物流特殊指定の対象、元請運送事業者と下請運送事業者との取引は下請法の対象とされているが、事業者にとって分かりにくく、統一的に下請法として対象とすることが望ましい。
- 荷主からの運送委託について下請法の適用対象を広げる際には、規制の範囲が広くなりすぎないように配慮する必要がある。着荷主と発荷主の取引においては、物の運送が前提となることが多いものの、例えば「どこから」運ぶかは発荷主が決めており、完全な役務の再委託とはいえ、下請構造に該当するかどうかを慎重に判断する必要がある。
- 下請法では、役務の提供後60日以内の支払期日を定めることが義務付けられており、物流特殊指定から下請法に規制を切り替える場合には、資金繰り負担を始めとする発荷主の負担への配慮が必要である。

解決の方向性

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引の類型を新たに下請法の対象取引とする。

執行に係る省庁間の連携の在り方に関する論点

主な論点

- 公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携の在り方として、各省庁の特徴をいかして、更に下請法の執行を強化していくためにはどのような取組が必要か。現行の事業所管省庁の調査権限（第9条第3項）で十分か。

主要な意見

- 下請法、振興基準、各業法には、それぞれの目的と役割があり、それらを有効に組み合わせ課題解決を進めることが必要である。事業所管省庁が業法等を活用してしっかりと関与することが不可欠である。
- 省庁間の連携を強化し、具体的な指導・助言を共有することで、規制の実効性を高めることが必要である。
- 事業所管省庁の主務大臣等が下請法に違反する行為に対し指導・助言が行えるよう権限付与することは有効な手法だと考える。必要な法改正及びトラック・物流Gメンなどとの具体的な連携の在り方などについて関係省庁と検討を進めていただきたい。
- 省庁間の連携については、公正取引委員会、中小企業庁と事業所管省庁が常時情報交換するプラットフォームの構築が必要なのではないか。

解決の方向性

- ◆ 現行法においても事業所管省庁は中小企業庁の措置請求のための調査権限を有しているが、それに加えて下請法上問題のある行為について指導する権限を規定する。
- ◆ 下請事業者が申告しやすい環境を確保すべく、報復措置の禁止（第4条第1項第7号）の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。